

上天草市告示第9号

上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和元年6月27日

上天草市長 堀江隆臣

上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者に対する地域における介護予防又は生活支援の体制づくりを推進するため、介護予防又は生活支援に資する活動を行う団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内で上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35条）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、地縁団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体等のうち、公共の利益を目的とした市民活動を実施するものとする。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、市内において実施する高齢者の日常生活の支援、見守り等を目的とした訪問活動（以下「訪問活動」という。）又は地域における高齢者の居場所づくり活動（以下「居場所づくり活動」という。）の立ち上げ事業とする。ただし、当該活動については、次に掲げる要件（訪問活動にあつては、第5号に掲げる要件を除く。）の全てを満たすこととする。

- (1) 活動の拠点となる場所を定めること。
- (2) 訪問活動又は居場所づくり活動を利用することができる者（以下「利用対象者」という。）を市内全域又は当該活動の拠点となる場所が所在する中学校区若しくは小学校区等から受け入れるものであること。

- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者及び介護保険法施行規則第四百十条の六十二の四第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）様式第1の記入内容が同告示様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者を利用対象者として受け入れるよう努めること。
 - (4) 利用対象者のニーズに対応したものであること。
 - (5) おおむね週1回以上行うこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助金の交付の対象としない。
- (1) 既に実施している活動を継続し、又は拡大するための事業
 - (2) 土地の買収又は整地、建物の建築等個人の資産を形成する事業
 - (3) 営利を目的とする活動を立ち上げるための事業
 - (4) 宗教的又は政治的な活動を立ち上げるための事業
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6項に規定する暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している事業
- 3 補助事業は、補助金の交付の決定の日以後に開始し、当該日が属する年度の末日までに完了するものとする。
- （補助対象経費）
- 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に係る経費のうち、報償費、需用費、役務費、工事請負費、使用料及び備品購入費（市長が不相当と認める経費を除く。）とする。
- （補助金の額）
- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額からこの要綱による補助金以外の収入（他の補助制度による補助金等を含み、寄付金を除く。）の額を控除した額と50万円とのいずれか低い額とする。
- （交付の申請）
- 第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請者」という。）は、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出し

なければならない。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書
- (3) 改修又は修繕予定箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定等）

第7条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、速やかに補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の申請の却下を決定したときは、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付申請却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（内容の変更等の申請）

第8条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金変更承認申請書（様式第5号。以下「変更承認申請書」という。）にその変更内容又は理由が分かる書類を添えて、これを市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な変更とは、補助金の額に変更がなく、補助金の交付の目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の全体及び各費目における20パーセント以内の額の変更をいう。

（内容の変更等の決定）

第9条 市長は、前条第1項の規定により変更承認申請書の提出を受けた場合

において、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の内容を変更できるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の内容を変更したときは、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助事業者へ通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（第8条第1項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業が完了した日（同項の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の日が属する年度の末日までのいずれか早い日までに、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- （1） 事業実績書（様式第8号）
- （2） 収支決算書
- （3） 購入物品又は改修若しくは修繕箇所の写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付額確定通知書（様式第9号。以下「確定通知書」という。）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 前条の規定により確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の請求を受けたときは、その内容を確認し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第7条第2項の規定による補助金の交付の決定の通知をした後において、補助金の全部又は一部を概算により交付することができる。この場合において、補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、上天草市地域ささえあい活動立ち上げ事業補助金概算交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により概算払で補助金を交付した場合において、第11条の規定により交付すべき補助金の額(以下「確定額」という。)を確定した後、概算払で交付した補助金の額(以下「概算払額」という。)が確定額に満たないときはその差額を交付するものとし、概算払額が確定額を超えるときは期限を定めてその差額の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助対象経費以外の用途で使用したとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 第7条第2項に規定する補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 補助事業により立ち上げた活動を第17条に規定する活動状況の報告の期間内に廃止したとき。

(調査)

第15条 市長は、補助事業の適正な遂行を確保するために必要と認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は調査を行うことができる。

(書類の整備)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(活動状況の報告)

第17条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間、補助事業により立ち上げた活動の状況について、各年度の末日までに、市長に報告しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。